

建設経済常任委員会会議録

- 1 日 時 令和5年6月19日(月)
午後0時58分～午後1時17分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 荒川洋平 副委員長 千葉栄幸
委員 板橋美保 委員 大泉徳子
委員 齋 浩美 委員 及川秀一
委員 菊地 忍
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 建設部長 村上 諭
出席をした 建設部次長兼 菊地 浩幸
者の職氏名 都市計画課長 小泉 敏
都市計画課長補佐兼 佐山 昭徳
建築係長
都市計画課技術補佐兼
都市計画係長
- 6 事務局職員 事務局 長 大澤 博
主幹兼議事調査係長 若林 潤
主 査 菅原 翔太
- 7 付議事件
 - (1) 議案第54号 名取市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
 - (2) 陳情第2号 名取市が管理する公園の目的外使用許可についての陳情

午後0時58分 開 会

○委員長（荒川洋平） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、建設部長及び担当課長等の出席を求めていますので、報告いたします。

次に、本日の会議にかかる一切の資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

議案第54号 名取市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） 議案書の21ページ、別表第2の一般住宅D地区のAに専用住宅と記載がありますが、既存の一般住宅C地区を見るとAに住宅と記載があります。専用住宅と住宅は使い分けているのか。また、今回はなぜ専用住宅なのか伺います。

○委員長（荒川洋平） 答弁、都市計画係長。

○都市計画課都市計画係長（佐山昭徳） 一般住宅C地区については、住宅という表現になっております。これは、用途地域の違いがあり、一般住宅C地区は第一種住居地域で、一般住宅D地区は第一種中高層住居専用地域となっております。このことにより、一般住宅D地区を専用住宅と表現した場合に併用住宅が建設可能となります。例えば、500平米以下の店舗が併用住宅として建てられるということになりますので、ほかの地区と合わせて専用住宅と表現して規制しております。

○委員長（荒川洋平） ほかにありませんか。大泉徳子委員。

○委員（大泉徳子） 資料の2ページ及び3ページについて、お尋ねします。確か令和3年12月頃に、市の所有だったこの土地が、この先の利活用ということで一般事業所に売却されるという御説明を頂きました。それに伴う条例の改正ということですが、売却の前に御説明いただいた内容と大きく変わりはないということでしょうか。

○委員長（荒川洋平） 答弁、都市計画係長。

○都市計画課都市計画係長（佐山昭徳） 愛島郷地区のプロポーザルの件と捉えてお答えします。プロポーザルの概要等から細かな変更はありますが、大きな変更はありません。

○委員長（荒川洋平） 大泉徳子委員。

○委員（大泉徳子） 資料5ページによりますと、一般住宅C地区と一般住宅D地区が設けられておりますが、こういった理由で設けられたのでしょうか。

○委員長（荒川洋平） 答弁、都市計画係長。

○都市計画課都市計画係長（佐山昭徳） 愛島郷地区の一般住宅C地区と一般住宅D地区の違いについては、一般住宅C地区はこちらの図面にありますとおり、一般住宅A地区と一般住宅B地区のような形で規制しており、一般的な住宅を想定します。一般住宅D地区に関しましては、プロポーザルでシンボルロードという話がありました。その中で店舗も併用できるようにということもありましたので、今回一般住宅D地区については店舗の併用も考慮しました。

○委員長（荒川洋平） ほかにありませんか。齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） 資料の1ページ及び2ページについてです。愛島郷地区とゆりが丘地区の両方で、今のプロポーザルに関わってくると思ったのですが、どちらも保育所とか診療所が入っていて福祉施設に言及されたことが書かれています。実際、プロポーザルの中で今回このように入れたことによって、福祉施設からの問合せはあったのでしょうか。

○委員長（荒川洋平） 答弁、都市計画係長。

○都市計画課都市計画係長（佐山昭徳） 愛島郷地区については、今回プロポーザルの中で沿道業務B地区のところ福祉関係の施設を誘致する場所です。これによって、一般住宅C地区と一般住宅D地区に関しては、ほかの一般住宅A地区と一般住宅B地区同様に保育所は建てられますが福祉関係の施設は建て

られないような、同様の規制となっております。ゆりが丘地区に関しましては、ほかの一般住宅地区と同様の規制により保育所は建てられますが福祉 関係施設は建てられないというような形で、ほかと規制が同様となっております。

○委員長（荒川洋平） ほかにありませんか。齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） 議案書の21ページです。ゆりが丘地区の一般住宅D地区のところで伺いたいと思います。一般住宅A地区と一般住宅C地区には180平米云々と多分面積要件としての記載があり、建築物の敷地面積の最低限度180平米という記載がありますが、今回のD地区については、これが入っていないようです。この辺の理由について伺いたいと思います。

○委員長（荒川洋平） 答弁、都市計画係長。

○都市計画課都市計画係長（佐山昭徳） ゆりが丘地区の最低敷地面積ですが、子育て世代や家屋の維持など昨今の経済的な側面を考慮した結果です。その辺のメリット等もあり今回の設定としております。また、開発面積は小さくて今回の場所については、かじか公園と法面の間であるため地理的な要因を考慮して、周りの住居環境に損害を与えることはないと判断しまして最低敷地は設定しておりません。

○委員長（荒川洋平） ほかにありませんか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 資料の5ページ、先ほど質疑があった愛島郷地区について、令和3年12月の説明のときは、医療モール用は4区画、一般住宅用が81区画という説明がありましたが、これに変更はないか伺います。

○委員長（荒川洋平） 答弁、都市計画係長。

○都市計画都市計画係長（佐山昭徳） 株式会社細田工務店と協議中で宅地割は変更になる可能性があります、現時点では沿道業務B地区については2区画で、一般住宅C地区と一般住宅D地区は90戸となっております。

○委員長（荒川洋平） 菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 沿道業務B地区が2区画となると面積的にはかなり広いですが、駐車場も含めるとそういう形になるのか、そこを確認させてください。

○委員長（荒川洋平） 答弁、都市計画係長。

○都市計画課都市計画係長（佐山昭徳） 今交渉の中では駐車場も含めて、メディカルタウンということもありましたので、フィットネスジムや介護福祉施設、コンビニなど二階建ての設計を今検討しています。

○委員長（荒川洋平） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒川洋平） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第54号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒川洋平） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第54号 名取市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（荒川洋平） 起立全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第54号の1か件に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒川洋平） 御異議なしと認めます。

よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で、付託議案の審査を終了します。

説明員退席のため、暫時、休憩をいたします。

午後1時 9分 休 憩

午後1時10分 再 開

○委員長（荒川洋平） 再開いたします。

次に、付議事件の（２）陳情第２号 名取市が管理する公園の目的外使用許可についての陳情を議題といたします。

陳情１か件に係る委員会調査報告の取りまとめにつきましては、本日の委員会で委員長案をお示しすることとしておりました。

初めに、報告書案１か件について、書記をして説明をいたさせます。

その後、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

○書記（菅原翔太）〔資料により説明をなした〕

○委員長（荒川洋平） ただいま、書記より説明をいたさせましたが、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

休憩して進めてまいります。暫時、休憩いたします。

午後１時１６分 休 憩

*休憩中の要旨

・委員長案について、文言の整理を行った。

午後１時１７分 再 開

○委員長（荒川洋平） 再開いたします。

お諮りいたします。委員会調査報告については、休憩中の協議のとおりとしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒川洋平） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、委員会調査報告書について、簡易な語句、数字、その他整理を要する事項については、委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒川洋平） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。
大変お疲れさまでした。

午後1時17分 散 会

令和5年6月19日

建設経済常任委員会

委員長 荒川洋平